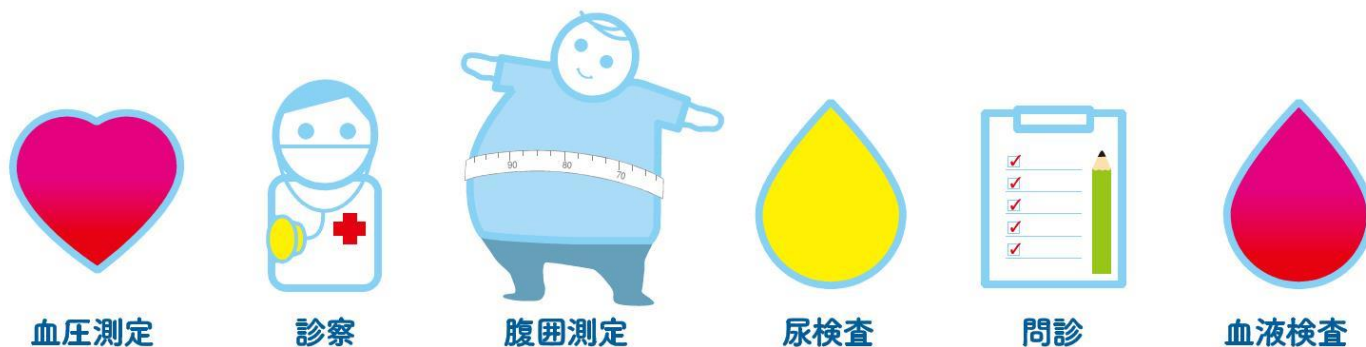


からだのSOSに気づいていますか？ ～健康づくりはあなたが主役～

# 生活習慣病の予防に 特定健診を受診しましょう



対 象：世田谷区国民健康保険にご加入の40歳以上の方

受診方法：対象の方には順次ご案内と受診券をお送りしております。詳しくはご案内をご覧ください。

費 用：500円（前年度住民税非課税世帯の方は無料）

お問い合わせ 世田谷区 保健福祉政策部 国保・年金課 特定健診係 電話 03-5432-2936 FAX 03-5432-3020

マイナポータルで、特定健診情報の閲覧ができるようになります。

マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みをされた方は、令和2年度以降の健診結果をマイナポータルで閲覧できるようになります（令和3年10月運用開始予定）。詳しくは、マイナンバーカードの健康保険証利用のページ（<https://myna.go.jp>）をご覧ください。

セルフメディケーション税制についてはこちら（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>）をご覧ください。

